

特集 健診における過大なストレスおよびうつ病の早期発見と今後の課題

健診における過大なストレスおよびうつ病の早期発見と今後の課題

中村 純

本シンポジウムは、現在、法制化が検討されている「職場における高ストレス者を見出すための健診」の問題点について議論するために「精神保健に関する委員会」が企画して行われた。この労働安全衛生法の改正は、2010年5月、当時の長妻厚生労働大臣が自殺・うつ病対策プロジェクトチームの報告を受け、健診でうつ病などの精神疾患を早期発見する方策を考えるようにとの提言を行ったことが発端になっている。

1998年以降、わが国の自殺者は3万人を超えた状態が続いており、うつ病で亡くなった人は自殺者の中で7千人を超えている。したがって、自殺防止対策の中でうつ病などの精神疾患を早期発見、早期介入することは、産業精神保健分野にとっても重要な課題となっている。

ところで、職場はバブル崩壊後の経済不況が続く、裁量賃金制などの職場環境の変化、勤労意識の変化もあって勤労者の6割以上の人がストレスを感じているという報告がなされている。さらに最近の経済不況や東日本大震災の影響もあって職場でうつ状態・うつ病などで休業している労働者は増加している。そして長妻発言を受けて、2010年9月には職場におけるメンタルヘルス対策検討会の報告書が提出されて、定期健診に併せて、ストレスに関連する労働者の症状・不調を医師が確認し、産業医等の面接につなげる新たな枠組みが提言され、2010年12月に本提言が労働政策審議

会で審議され、本シンポジウム開催2日前の2011年10月24日、法改正要綱が審議され、これが妥当との答申がされた。したがって、本シンポジウムは非常にタイムリーな状況で開催されたことになる。

ところで、2010年における職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査では、メンタルヘルスへの介入措置ができていない職場はまだ50.4%であるが、この法改正によって2020年までにこれを100%にすることが目標となっている。

このような背景から「精神保健に関する委員会」は、この問題をシンポジウムとして取り上げ、厚労省からも政策提案者の一人をシンポジストとして招き、本シンポジウムでこの問題に対する産業医および精神科医側との意見交換を行った。そして、以下のような課題について議論を行った。

この健診の枠組みはまだ完全に確定されたものではなく〈案〉ではあるが、精神疾患関連項目（高ストレス者？）を健診に入れた場合、様々な課題があるように思われた。本案は、当初は職場において、うつ病の早期発見をするということであったが、いつの間にか高ストレス者を発見するということに変容している。最近の多様化したうつ状態・うつ病を早期発見することは精神科医にとっても難しい。また高ストレス者がうつ状態・うつ病とは限らないので、それを一般の産業医が鑑別できるかという疑問もある。もし、健診で偽

第107回日本精神神経学会学術総会＝会期：2011年10月26～27日、会場：ホテルグランパシフィック LE DAIBA、ホテル日航東京

総会基本テーマ：山の向こうに山有り、山また山 精神科における一層の専門性の追求

シンポジウム 健診における過大なストレスおよびうつ病の早期発見と今後の課題 座長：黒木 宣夫（東邦大学医療センター佐倉病院精神神経医学教室）、中村 純（産業医科大学医学部精神医学教室） コーディネーター：中村 純

陽性者が多数選ばれたら、その受け皿となる産業医や精神科医などは適切な面接指導ができるだけのマンパワーと技能があるだろうか。また逆に見つけられなかった場合の責任はどのようになるだろうか。最も重大な懸念は、高ストレス者とされた労働者が素直に事業者申し出て医師への面談を希望するであろうか。つまり精神疾患の疑いのある労働者が職場で排他的に扱われないだろうかかと心配している。規程では、そのような人を差別してはならないとなっているが、他の理由で企業から排除されないという保証があるのかという不安がある。

ところで、健診の項目に精神疾患に関連した項目が入れられることについては、総論的には賛成という精神科医は多いと思われ、画期的な提案と思われるが、運用面での細則、規則が現在までのところ決定されていないので現実的には労働者に不利になるのではないかと危惧している。健診は一般には職場毎に年一回施行されており、精神疾患と関連する高ストレス者を年一回の健診で見出せるだろうか。発症に季節性はないだろうか。健診を契機に職場環境が改善され、労働者自身がメンタルヘルスに関心を持ち、不調が起きた時に相

談ができる体制が作れるだろうかなどの疑問がある。

この法案は、早ければ2012年秋より運用されるかもしれない。精神科医の多くがもっと産業精神保健に関心を持って、産業医や産業保健スタッフと十分連携して勤労者の健康を護る活動に参加する必要がある。自殺対策にも多くの精神科医が関わっているが、精神科医がこれらの活動にも積極的に参画して、結果的に自殺防止ができること、あるいは精神科医が疾病により休職した労働者を治療して職場復帰の支援や再発防止ができることを示すことが世間に精神科医の信用を高めることになるのではないかと考えている。そして、精神疾患に罹患した勤労者が不利益を受けない社会を築くことができるようになることを期待している。

本シンポジウムでは、精神科医、産業医、健診医、厚労省それぞれの立場から討論がなされた。本法案は現状では一次予防か二次予防を目指したものが曖昧になっているが、臨床医としては、その運用によってまさに精神疾患に罹患した人が早期発見・早期介入され、そのような人を排他的に扱わない職場環境ができればと願っている。